

住民税の税制改正のお知らせ

1 住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除) 適用者 に対する調整措置

平成18年までの入居者について、今回の税源移譲で所得税が減少することにより、住宅ローン控除限度額が平成19年度の所得税より大きくなり、所得税から控除しきれなくなる場合があります。(給与所得者で該当される方は、勤務先からの源泉徴収票の摘要欄に住宅借入金等特別控除可能額の記載があります。)

このため、所得税から控除できない分については、「住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出により、平成20年度以降の住民税の所得割からも控除する経過措置が設けられています。

なお、「住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出は、所得税の確定申告を行う方は税務署へ確定申告書とともに提出し、所得税の確定申告を行わない方は市町村に提出することになります。

2 地震保険料控除の創設

地震保険料を対象とする地震保険料控除が創設されました。

現行の損害保険料控除は廃止されましたが、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る損害保険については、経過措置として最高額1万円(所得税1万5千円)を地震保険料控除の対象とすることができます。

地震保険料と長期損害保険料の両方がある場合の控除額は、それぞれの方法で計算した金額の合計額となり、最高額は2万5千円(所得税5万円)です。

3 税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置

(平成19年度住民税のみ適用で、平成20年7月に申告が必要。)

平成19年中の所得が大きく下がり、所得税がからなくなってしまう場合、平成19年度分の住民税(平成18年中の所得の計算)で税負担が上がった分を平成19年度の所得(平成19年中の所得で計算)で調整することができなくなってしまう。そこで、

このような年度間の所得変動に伴う負担増を調整するため、平成19年度分の住民税を移譲前の住民税額まで減額する措置が設けられています。

該当される方

平成20年3月17日までに平成19年中の所得の申告が必須

(収入の有無にかかわらず)

← 該当(有無)決定

← 減額申告書の送付

役場へ減額申告書の提出

(平成20年7月1日～7月31日)

問い合わせ

税務課

☎ 893-1118

小型特殊自動車の申告はお済みですか?

乗用トラクター、乗用コンバイン等に代表される農耕作業用自動車、フォークリフト等は、小型特殊自動車であり、公道を走行するものは、標識番号の交付を受けなければなりません。

該当する車をお持ちの方は、

標識番号の交付を受けてください。4月1日現在の所有者に軽自動車税が課税されます。

また、すでに申告されている方で、所有者や登録車種に変更があった場合は、標識番号を持参のうえ名義変更・廃車等の手続きをしてください。

標識交付に必要なもの

◎所有者の氏名、住所、印鑑

◎車名、車体番号、総排気量

◎販売証明又は譲渡証明

問い合わせ

税務課

☎ 893-1118

吾北総合支所住民課

☎ 867-2300

本川総合支所住民課

☎ 869-2112

「いの美術展」

開催に向けて

実行委員会がスタート

いの町には、綿々と受け継がれた全国に誇れる「紙」の文化があります。この文化を発展的に情報発信できる何かを従来から求められていました。そのような時流の中、地域文化の振興や新進作家の登龍門として、より高い次元を

目指す「いの美術展」を開催することになりました。内容は次のとおりです。奮ってご応募ください。

日程

平成20年6月10日(火)

～6月22日(日)

開催場所

紙の博物館(展示は、入選以上の作品とする。)

ジャンル

部門は、紙(紙立体)・絵(洋画、日本画、版画、グラフィックデザイン)・写(写真)・書(書道)・工(陶芸、工芸)

作品の募集

高知県在住者又は、高知県出身者から作品を募集します。出品料は、1点2,000円とし、1品増す毎に1,000円とする他、出品は、高校生以上とします。学生の場合は、出品料は半額とします。

主催

いの美術展実行委員会

共催

いの町紙の博物館

問い合わせ

いの美術展実行委員会

会長

山中賢一

☎

867-2252